

資料③

定住自立圏構想の概要について

1.定住自立圏構想について

(意義)

定住自立圏構想とは、地域からの人口流出を防ぐため、広域的な圏域の中で中核をなす市と近隣市町村が協定を結び、相互に役割分担し連携・協力することにより、圏域全体として必要な生活機能等を確保し、地方圏における定住の受け皿を形成するもの。

①定住自立圏

- ・平成21年に国（総務省）が創設した制度（法律ではなく、柔軟な運用が可能となる「要綱」に基づく制度）

- ・中心市と近隣市町村が自らの意思で、圏域を決定することができ、生活実態や将来像を勘案し、協定を締結できる。

※平成29年4月1日現在全国で130市が中心市宣言を行い118の圏域で定住自立圏が形成されている。（うち113市が定住自立圏共生ビジョンを策定）

②中心市（宇和島市）

行政機能・民間機能を問わず、生活に必要な都市機能について、既に一定の集積があり、自らの住民のみならず近隣市町村の住民もその機能を活用しているような都市。

③近隣市町村（松野町・鬼北町・愛南町）

中心市と近接し、経済、社会、文化又は住民生活等において密接な関係を有する市町村。

2. 定住自立圏のイメージ

定住自立圏構想推進要綱の概要

中心市 (宇和島市)

- ①人口：5万人程度以上
(少なくとも4万人超)
- ②昼夜間人口比率：1以上
(合併市の場合は、人口最大の旧市の値が1以上も対象とする。)



① 中心市宣言

- 中心市と連携する意思を有する近隣市町村の意向に配慮しつつ、地域全体のマネジメント等において中心的な役割を果たす意思等を公表



近隣市町村 (松野町、鬼北町、愛南町)

- 中心市と近接し、経済、社会、文化又は住民生活等において密接な関係を有する市町村
- ※通勤通学10%圏等の要素も考慮して、関係市町村において判断



② 定住自立圏形成協定

協定

近隣市町村



- 人口定住のために必要な生活機能確保するため、役割分担し、連携していくことを明示

近隣市町村



協定

定住自立圏の形成

③ 定住自立圏 共生ビジョン

- 中心市が策定
- 定住自立圏の将来像や協定に基づき推進する具体的取組を記載



定住自立圏同士の連携も期待

高次都市機能を有する都市を中心市とする
定住自立圏

連携

基本的な生活機能を有する都市を中心市とする
定住自立圏

3.定住自立圏形成の手順

中心市宣言

- ・定住自立圏形成に中心的な役割を担う意思を表明
(平成28年6月28日宇和島市が「中心市宣言」を表明)

条例制定

- ・定住自立圏形成は「議会事項」とする内容の条例を制定
(全ての市町)

議会の議決

- ・「定住自立圏形成協定の締結について」を議決
(全ての市町)

協定締結

- ・中心市と連携する意思を有する連携自治体と間で「1対1」の定住自立圏形成協定を締結
(平成29年3月30日に協定締結)

共生ビジョン策定

- ・協定内容に基づき、具体的な事業計画を策定
- ・各分野の専門家を中心に「共生ビジョン懇親会」を設立
(策定目標平成29年12月中旬)

定住自立圏形成完了

- ・国、県へ共生ビジョンを提出
- ・共生ビジョンに記載されている事業に対し、国が財政支援措置を講ずる(特別交付税等)

毎年見直しを図る

4. 中心市について

中心市は、生活に必要な都市機能について一定の集積があり、近隣市町村の住民もその機能を活用しているような、都市機能がスピルオーバーしている都市であることが必要。

このような観点から、中心市は下記の要件を満たす市とする。また、近隣市町村の意向に配慮しつつ、あらかじめ、地域全体のマネジメント等において中心的な役割を担う意思を「宣言」することとする。

中心市の要件

- ①人 口：5万人程度以上（少なくとも4万人超）
 - ②昼夜間人口比率：1以上（合併市の場合は、人口最大の旧市の値が1以上も対象とする。）
 - ③地域：
 - ・三大都市圏の都府県（*）の区域外の市
 - ・三大都市圏の都府県（*）の区域内では、通勤通学者のうち、特別区又は指定都市に通勤通学する者の割合が、1割未満の市
- * 埼玉、千葉、東京、神奈川、岐阜、愛知、三重、京都、大阪、兵庫、奈良

中心市宣言

地域全体における生活機能を確保し、魅力を向上させる上で、近隣市町村の意向に配慮しつつ、中心的な役割を担う意思を明示するため、「中心市宣言書」を作成し、公表する。

- ① 地域全体のマネジメント等において、中心的な役割を担うとともに、積極的に各種サービスを提供していく意思
- ② 行政・民間分野に係る都市機能の集積状況
- ③ 近隣市町村と連携することを想定する取組 等を中心市宣言書に記載
公表後、関係都道府県及び総務省に中心市宣言書の写しを送付。
総務省は速やかに関係府省に写しを送付。

5.定住自立圏形成協定について

人口定住のために必要な生活機能の確保に向けて、中心市宣言を行った中心市と近隣市町村が1対1で、「生活機能の強化」、「結びつきやネットワークの強化」、「圏域マネジメント能力の強化」の観点から連携する取組について、関係市町村の議会の議決を経て定める協定。

中心市と協定を締結する近隣市町村

中心市と近接し、経済、社会、文化又は住民生活等において密接な関係を有する市町村。
※通勤通学10%圏等の要素も考慮して、関係市町村において判断。

協定の期間・廃止

協定の期間は、連携を安定的に維持・拡大していく観点から、原則として、定めのないものとする。

ただし、一方の市町村から、議会の議決を経て協定の廃止を求める旨の通告があった場合は、一定期間の経過後に廃止。（この一定期間は、原則として2年間とし、あらかじめ当該協定に規定。）

協定の締結に係る留意事項及び協定の公表・送付

- ・ 中心市が属する都道府県と異なる都道府県に属する近隣市町村とも締結できる 等。
- ・ 協定の締結後、直ちに公表し、関係都道府県及び総務省に協定の写しを送付。
総務省は速やかに関係府省に写しを送付。

6.協定で規定する取組

定住自立圏全体の活性化を通じて人口の定住を図るという観点から、様々な政策分野において具体的に連携を図っていくことを、協定に規定する。

その上で、特に連携する具体的事項については、地域の実情に応じて柔軟に定めうるが、「集約とネットワーク」の考え方を基本として人口定住を図るために必要な生活機能を確保するという観点から、定住自立圏構想の4つの視点ごとに、各地域の具体的な取組を1つ以上規定する。

生活機能の強化に係る政策分野

- ・医療・福祉・教育・土地利用・産業振興

結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

- ・地域公共交通・ICTインフラ整備・道路等の交通インフラの整備・地域の生産者、消費者等の連携による地産地消・地域内外の住民との交流・移住促進

圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

- ・中心市等における人材の育成・中心市等における外部からの行政及び民間人材の確保・圏域内市町村の職員等の交流

まち・ひと・しごと創生に係る政策分野

7.定住自立圏形成協定 協定項目一覧

分野	分類	取組項目
(1) 生活機能の強化に係る政策分野		
	①医療	高度医療・地域医療ネットワークの充実
	②福祉	地域福祉の充実
	③教育	教育環境の充実 生涯学習の充実
	④産業振興	農林水産業の活性化 商工業の活性化と雇用の創出 観光の活性化
(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野		
	①地域公共交通	地域公共交通の整備
	②ICTインフラ整備	ICTインフラの整備
	③道路交通網の整備	道路交通網の整備
(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野		
	①人材の育成・交流	人材の育成・交流
	②外部からの人材確保	外部からの人材確保
(4) まち・ひと・しごと創生に係る政策分野		
	総合戦略の推進	

8.定住自立圏共生ビジョンについて

中心市は、定住自立圏形成協定の締結により形成された定住自立圏全体を対象として、当該定住自立圏の将来像や、定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組を記載した「定住自立圏共生ビジョン」を策定し、公表する。

ビジョンに記載する主要事項及び期間

- ① 定住自立圏の将来像
当該定住自立圏における都市機能の集積状況等を示すとともに、定住自立圏全体で人口定住のために必要な生活機能を確保するため、自立のための経済基盤を培い、地域の活性化を図るといった観点から、当該定住自立圏の将来像を提示。
- ② 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組
将来像の実現に向けて、協定に基づき、関係市町村が連携して推進する取組を記載。（取組内容、スケジュール、関係する市町村、根拠となる協定等。）
- ③ ビジョンの期間
期間は、おおむね5年間とし、毎年度所要の変更を行う。

策定手続き等

- ① 関係者の意見を幅広く反映させるため、定住自立圏の取組に応じて、以下のような民間や地域の関係者を構成員とし、中心市が開催する「圏域共生ビジョン懇談会」における検討を経る。
 - ・ 医療・福祉・教育・産業振興・地域公共交通等各分野の代表者
 - ・ 大規模集客施設、病院等都市集積が生じている施設等の関係者 等
- ② ①における検討を経て、各近隣市町村と当該市町村に関連する部分について協議。
- ③ 策定後、公表。中心市は近隣市町村、関係都道府県及び総務省にビジョンの写しを送付。総務省は速やかに関係府省に写しを送付。

9. 定住自立圏構想の推進に向けた総務省の財政措置の概要

圏域全体で暮らしに必要な都市機能・生活機能等を確保していく取組を支援するため、定住自立圏形成協定を締結し、定住自立圏共生ビジョンを策定した中心市及びその周辺市町村の取組に対して、必要な財政措置を講じる。

1. 中心市及び周辺市町村の取組に対する包括的財政措置

(1) 中心市の取組に対する包括的財政措置（特別交付税）：宇和島市	約7,600万円 （上限）	圏域の人口、面積、周辺市町村数、昼夜間人口比率等を勘案して算定。
(2) 周辺市町村の取組に対する包括的財政措置（特別交付税）：松野町、鬼北町、愛南町	約1,500万円 （上限）	1市町村当たり年間1,000万円程度を基本として、当該市町村の人口、面積等を勘案して算定。

2. その他主な財政支援

(1) 外部人材の活用に対する財政措置（特別交付税）

(2) 民間主体の取組の支援に対する財政措置（特別交付税）

(3) 個別の施策分野における財政措置（特別交付税）

①病診連携等による地域医療の確保に対する財政措置

②へき地における遠隔医療に対する財政措置の拡充

10. 定住自立圏構想の推進に向けた 関係各省による支援策の概要

優先採択等により各府省連携して定住自立圏の取組を支援

ア 生活機能の強化

a 医療 b 福祉 c 教育 d 土地利用 e 産業振興 f aからeまでに掲げるもののほか、生活機能の強化に係る連携

【総務省】

e ICTまち・ひと・しごと創生推進事業

【文部科学省】

c 学校施設環境改善交付金(学校給食施設整備事業)
c 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業

【厚生労働省】

a 救急医療体制強化事業
b 広域的保育所等利用事業
e 実践型地域雇用創造事業

【国土交通省】

abcdef 社会資本整備総合交付金
abcdef 防災・安全交付金

イ 結びつきやネットワークの強化

a 地域公共交通 b デジタル・ディバイドの解消へ向けたICTインフラの整備 c 道路等の交通インフラの整備
d 地域の生産者や消費者等の連携による地産地消 e 地域内外の住民との交流・移住促進
f aからeまでに掲げるもののほか、結びつきやネットワークの強化に係る連携

【総務省】

b 情報通信基盤整備推進事業
be Wi-Fi環境の整備促進(観光・防災Wi-Fiステーション整備事業、公衆無線LAN環境整備支援事業)
d ICTまち・ひと・しごと創生推進事業(再掲)
e 「ふるさとテレワーク」の推進(ふるさとテレワーク推進事業)

【農林水産省】

e 農山漁村振興交付金

【国土交通省】

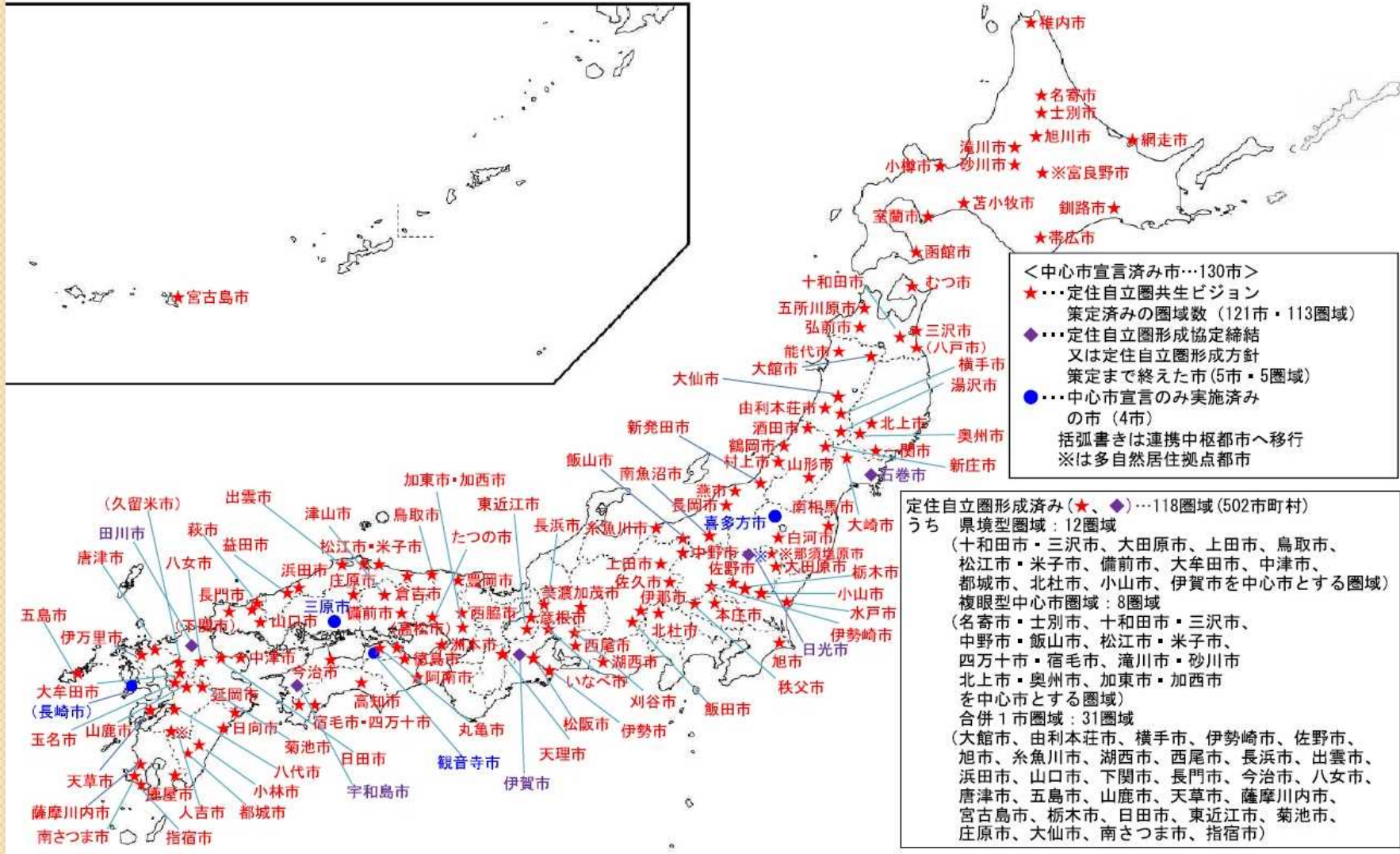
abcdef 社会資本整備総合交付金(再掲)
abcdef 防災・安全交付金(再掲)
a 地域公共交通確保維持改善事業
a 「コミュニティ・レール」化への支援(幹線鉄道等活性化事業(形成計画事業))
ad 地域交通のグリーン化を通じた電気自動車の加速度的普及促進事業

総務省：

「定住自立圏構想の推進に向けた 関係各省による支援策」より

参考資料①

定住自立圏構想の取組状況（平成29年4月1日現在）



総務省：「全国の定住自立圏構想の取組状況について」より

参考資料②

定住自立圏における取組例

○政策分野別取組状況

定住自立圏 118 圏域※（平成29年4月1日時点）における主な取組例と圏域数

※連携中枢都市に移行済の圏域を含む

市町村間の役割分担による生活機能の強化

医療

113圏域

医師派遣、適正受診の啓発、
休日夜間診療所の運営等

福祉

95圏域

介護、高齢者福祉、子育て、
障がい者等の支援

教育

96圏域

図書館ネットワーク構築、文化・スポーツ
交流、公共施設相互利用等

産業振興

113圏域

広域観光ルートの設定、
農産物のブランド化、企業誘致等

環境

55圏域

低炭素社会形成促進、
バイオマスの利活用等

市町村間の結びつきやネットワークの強化

地域公共交通

114圏域

地域公共交通のネットワーク化、
バス路線の維持等

ICTインフラ整備・利活用

48圏域

メール配信による圏域情報の共有等

交通インフラ整備

77圏域

生活道路の整備等

地産地消

49圏域

学校給食への地元特産物の活用、
直売所の整備等

交流移住

92圏域

共同空き家バンク、圏域内イベント
情報の共有と参加促進等

圏域マネジメント能力の強化

合同研修・人事交流

99圏域

合同研修の開催や
職員の人事交流等

外部専門家の招へい

41圏域

医療、観光、ICT等の
専門家を活用

※各団体の協定書から総務省作成。全体整理の観点から取組を分類したため、各団体による協定書の分類の合計とは必ずしも一致しない。

総務省：「全国の定住自立圏構想の取組状況について」より

参考資料③-1

取組内容及び 役割分担の具体例

① 地域医療		
事業名	地域医療住民啓発事業(宮崎県北定住自立圏)	休日夜間急患診療所(南信州定住自立圏)
中心市名	延岡市	飯田市
連携団体名	日向市、門川町、美郷町、日之影町、諸塚村、椎葉村	松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、黍草村、喬木村、豊丘村、大鹿村
事業内容	医療機関の役割分担の周知徹底のための啓発パンフレット、医療機関の診察情報提供のため医療ガイド等を作成配布する。 また、地域医療の住民団体と協働で、住民啓発に取り組む。	圏域内の中核的医療機関(飯田市立病院)の機能確保を図り、各病院、診療所及び関係医療機関の連携体制を強化し、圏域が有する医療資源が効率的に運用される体制の充実を図る。
事業実施期間	平成26年度～平成30年度	平成26年度～平成30年度
総事業費	4,000千円	255,255千円
役割分担	延岡市:住民団体の活動費支援、パンフレット等の作成経費を負担する。	飯田市:診療所の設置と管理を行う。
	連携団体:パンフレット等の作成経費を負担する。	連携団体:円滑な運営の支援を行う。

② 福祉		
事業名	ファミリー・サポートセンター事業(瀬戸・高松圏域定住自立圏)	手話通訳等派遣事業(旧員弁郡定住自立圏)
中心市名	高松市	いなべ市
連携団体名	三木町、綾川町	東員町
事業内容	会員同士が地域において育児について相互援助活動を行う「ファミリー・サポートセンター」の事業を実施する。	手話通訳者及び要約筆記奉仕員を登録し、申請に基づき派遣する。
事業実施期間	平成22年度～平成27年度	平成27年度～平成31年度
総事業費	12,254千円	22,000千円
役割分担	高松市:ファミリー・サポートセンターの設置、管理を行う。	いなべ市:事業を実施する。
	連携団体:ファミリー・サポートセンターの運営を支援するとともに、同センターの行う育児に関する相互援助活動を住民に周知する。	連携団体:いなべ市に事業を委託し、委託事業に要する経費を負担する。

③ 教育		
事業名	図書館電算システム事業(唐津市定住自立圏)	トップアスリート等招聘事業(東備西播定住自立圏)
中心市名	唐津市	備前市
連携団体名	※合併1市型	赤穂市、上郡町
事業内容	近代図書館のホームページ上での所蔵状況の公開及び貸出予約、図書館電算システムを定期的に更新する。	国内外で活躍するトップアスリートやトップチームを招聘し、一部観客参加イベントを実施するなどの魅力あるスポーツイベントを3市町の体育施設で開催する。
事業実施期間	平成28年度～平成31年度	平成27年度～31年度
総事業費	36,222千円	7,500千円
役割分担	中心地域:近代図書館を核とした図書館システムネットワークを充実させ、利用者の利便性を向上させる。	赤穂市:企画・調整を行う。
	近隣地域:各地域の公民館を拠点に図書の出貸又は返却を行い、利用者の利便性を向上させる。	連携団体:職員の参加、事業広報等を行う。

④ 産業振興		
事業名	南信州飯田産業センターの運営(南信州定住自立圏)	有害獣肉有効活用推進事業(下関市定住自立圏)
中心市名	飯田市	下関市
連携団体名	松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、黍草村、喬木村、豊丘村、大鹿村	※合併1市型
事業内容	(公財)南信州飯田産業センターの管理運営を行う。	有害獣肉を有効活用するシステムを確立する。有害獣の処理加工施設を建設する。
事業実施期間	平成26年度～平成30年度	平成22年度～平成26年度
総事業費	207,053千円	107,400千円
役割分担	飯田市:センター運営に必要な人材の派遣及び確保に努め、関係町村と協議の上、必要経費を負担する。	中心地域:加工した食肉の商品化を図る。
	連携団体:センターの運営に飯田市と共同で取組み、協議の上、必要経費を負担する。	近隣地域:有害獣の処理加工施設を建設する。

総務省：
「全国の定住自立圏構想の取組状況について」より

参考資料③-2

取組内容及び 役割分担の具体例

総務省：

「全国の定住自立圏構想の取組状況について」より

⑤ 観光		
事業名	観光ガイドスキルアップ事業(高知中央広域定住自立圏)	湖東圏域レンタサイクル事業(湖東定住自立圏)
中心市名	高知市	彦根市
連携団体名	南国市、香南市、香美市	愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町
事業内容	観光ガイドのスキルアップを図り、ホスピタリティの向上を目指す。	圏域内の鉄道各駅等にレンタサイクルを整備し、観光脚の利便性を確保する。
事業実施期間	平成27年度～平成31年度	平成27年度～平成31年度
総事業費	39,745千円	40,656千円
役割分担	高知市:連携市相互に圏域内の情報を収集、発信する。	彦根市:事業の総合調整を図る。
	連携団体:連携市相互に圏域内の情報を収集、発信する。	連携団体:彦根市とともに事業の推進を図る。

⑥ 地域公共交通		
事業名	コミュニティバスの運行(中海圏域定住自立圏)	予約型乗合タクシー事業(八女市定住自立圏)
中心市名	米子市、松江市	八女市
連携団体名	安来市、境港市	※合併1市型
事業内容	通勤や通学、通院等の利便性を高めるため、市境、県境をまたいだコミュニティバスの運行を行う。	一定のエリア内において電話で予約した利用者を、自宅から目的地まで送り届ける。料金は定額制。
事業実施期間	平成26年度～平成30年度	平成27年度～平成31年度
総事業費	365,635千円	354,000千円
役割分担	松江市:県境をまたいだコミュニティバスの運行を連携して実施する。	中心地域:実証運行を通じた検証を行い、圏域における公共システムの総合調整を図る。
	米子市:行政区域を越えて結ばれているコミュニティバス路線の運行に配慮するとともに、コミュニティバスが安全に運行するために必要な情報を提供する。	
	連携団体:圏域内の都市機能を利用するため、コミュニティバスを運行する。	近隣地域:関係機関との調整及び住民への事業周知による利用促進を図る。

⑦ ICTインフラ整備、利活用		
事業名	地域情報通信基盤格差是正対策(下関市定住自立圏)	西いぶり生活情報メール配信事業(西いぶり定住自立圏)
中心市名	下関市	室蘭市
連携団体名	※合併1市型	伊達市、登別市、杜町、洞爺湖町、豊浦町
事業内容	ブロードバンドサービスが提供されていないなど条件不利地域にその実情等に応じ、デジタル・デバイドを解消する取組を展開する。	悪質訪問販売等の消費者情報はじめ、不審情報等の地域に密着した生活情報について、メール配信システムを構築し、情報の利活用を促進する。
事業実施期間	平成22年度～平成26年度	平成28年度～平成32年度
総事業費	25,327千円	5,655千円
役割分担	中心地域:ICT基盤を活用し、事業者とともにICTインフラ整備を促進する。	室蘭市:メール配信システムの構築及び連携団体との共同運営
	近隣地域:地域の実情に応じて、ブロードバンド環境の整備、利用促進を図る。	連携団体:室蘭市と連携してメール配信システムを運営

⑧ 交通インフラ整備		
事業名	湖東定住自立圏バイコロジー整備促進事業(湖東定住自立圏)	密集住宅市街地整備促進事業(伊勢崎市定住自立圏)
中心市名	彦根市	伊勢崎市
連携団体名	愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町	※合併1市型
事業内容	自転車を利用した通勤、通学、買物等の日常生活や観光等のルートマップ、パンフレットの作成によりバイコロジー(自転車が安全で快適に利用できる環境をつくる運動)の推進を図る。	老朽建物の買収・除去や従前居住者用住宅の建設・共同建て替え支援などを行う。
事業実施期間	平成22年度～平成26年度	平成27年度～平成31年度
総事業費	8,720千円	721,358千円
役割分担	彦根市:ルート(マップ)作成に係る業者の委託など、事業の総合調整を図る。	合併1市圏域での取組
	連携団体:彦根市とともに事業の推進を図る。	

参考資料③—3

取組内容及び 役割分担の具体例

⑨ 地産地消		
事業名	新規就農研修支援事業(高知中央広域定住自立圏)	農産物・加工特産品販売体制整備事業(由利本荘市定住自立圏)
中心市名	高知市	由利本荘市
連携団体名	南国市、香南市、香美市	※合併1市型
事業内容	就農を希望する者を支援するため、研修受入先の農家や団体に一定金額の補助を行う。	新たな特産品の開発や農産物直売施設において販売する農産物の多様化を進める。
事業実施期間	平成27年度～平成31年度	平成27年度～平成31年度
総事業費	128,125千円	12,600千円
役割分担	高知市: 圏域内の情報を共有し、研修を通じて就農希望者に対して情報を提供する。	中心地域: 上記の整備事業を行うため、募集や審査業務を担当すること及び全圏域の販売状況や、事業に対するニーズを把握する。
	連携団体: 圏域内の情報を共有し、研修を通じて就農希望者に対して情報を提供する。	近隣地域: 農産物直売所施設の有効活用について検討し、消費者ニーズに対応するための販売管理を強化する。

⑩ 交流移住		
事業名	空き家バンクの整備及び運営委託事業(ちちぶ定住自立圏)	定住支援センター運営事業(薩摩川内市定住自立圏)
中心市名	秩父市	薩摩川内市
連携団体名	横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町	※合併1市型
事業内容	都市住民が秩父圏域への移住を検討するにあたり参考となる空き家バンクを調査、研究し、整備を行う。	定住に関する相談対応や各種関係情報を一元化したサポートセンターを常設する。
事業実施期間	平成27年度～平成31年度	平成27年度～平成31年度
総事業費	9,000千円	17,075千円
役割分担	秩父市: 企画立案、需要調査、連絡調整、経費の支出を行う。	中心地域: 定住希望者に対して、各種の支援制度や関連する情報を提供するなど、本圏域の定住施策を総合的かつ積極的に実施する。
	連携団体: 協力して広報活動を行う。	近隣地域: 中心地域と連携し、受入れ体制づくりを行う。

⑪ 圏域マネジメント能力強化		
事業名	早稲田大学との連携事業(本庄地域定住自立圏)	地域づくり活動団体等育成・支援事業(徳島東部地域定住自立圏)
中心市名	本庄市	徳島市
連携団体名	美里町、神川町、上里町	小松島市、勝浦町、上勝町、佐那河内村、石井町、神山町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町
事業内容	早稲田大学と本庄市との協働連携に関する基本協定に基づく連携事業の圏域への拡大を検討し、実施する。	徳島市市民活力開発センター等において、地域づくり活動に関するセミナー等を開催し、地域住民をけん引できる人材を養成する。また、圏域内外に情報発信し、他のNPO等の団体や個人とのネットワーク構築を図るとともに、行政・企業との協働を推進する。
事業実施期間	平成27年度～平成31年度	平成28年度～平成32年度
総事業費	1,400千円	71,250円
役割分担	本庄市: 早稲田大学などとの連絡調整を行う。	徳島市: 事業を実施するとともに、連携団体と協力して情報発信を行う。
	連携団体: 早稲田大学との連携事業の圏域拡大について検討し、事業実施に協力する。	連携団体: 区域内の団体等にセミナー参加を促すとともに、中心市と連携して助言等の支援や情報発信を行う。

総務省：

「全国の定住自立圏構想の取組状況について」より